

平成19年 9月定例会-09月18日-04号

◆14番（河田正一君） 皆さんおはようございます。

早朝から傍聴においでいただきました皆さん方、御苦労さまです。

それでは、政令市についての質問をする前に、私がここ2日間の質疑、質問と答弁を聞いた感想を、ちょっと述べさせていただきます。

政令市問題について、いろんな方が質問されています。それに対する当局の答弁に何一つ具体的なものがないなというのが私の率直な感想です。国・県道の約607キロメートルが移管されるということは明らかになっています。それ以外の具体的な数字というのが、何一つ明らかにされてないんじゃないかなと、そのように感じてます。

今から3年前、御津町が岡山市と合併するときには合併の期日が決められました。これに向けて、何が何でもその期日に合わせて合併するんだということで合併協議がなされて、その結果が御津地域の現在の地域格差となってあらわれ、そして新市建設計画も十分煮詰まらないまま決めてしまったために、病院建設もいまだにできていない、こういったことを今改めて考え直してみると拙速な論議、これは岡山市民全体にとっても大きな禍根を残すのではないかと、このように感じています。ぜひ十分な審議、岡山県との協議をなされた上で、政令市に向けての移行を進めていただきたい、このことを改めてお願い申し上げます。

それでは、質問通告に従って1番目、政令市移行についての課題について質問します。

都市ビジョンの前文で、政令指定都市・岡山市の姿を明らかにすることを重視しましたと書かれています。20年後の岡山市を見据えたビジョンであると思います。

そこで、政令市にふさわしいまちづくりを行うための都市ビジョン及びまちづくりに関連して、無秩序な開発を規制することが必要と考えます。岡山市都市ビジョンのコンパクト市街地と田園の共生プロジェクトの中で、土地利用の適正誘導を行い、まちと田園の形を明確にするとうたっています。「都市計画法や農地法などの関係法令を適正に執行することにより、無秩序な市街地拡大を抑制し、国土の保全や洪水防止などの役割も果たす郊外の田園や農地の保全を図ります」と書かれています。正論であると思います。

理念としては、すばらしいことが書かれています。が、実際の運用に当たっては岡山市開発行為の許可基準等に関する条例が適用されることとなります。同条例の第3条第1項で、市街化調整区域のうち、おおむね50以上の建築物が連檐している地域を新たに開発を許容する区域に指定して、無秩序なスプロール

化を許容する施策を展開しています。結果として、行きどまりの道路や水田は湛水機能を失い、少しの雨でも浸水してしまう地域が多く生まれています。

岡山市が政令市にふさわしいまちづくりを進める上で、岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を見直し、都市ビジョンに示された方向に進むべきではないかと考えます。50戸連檐条項の廃止について御所見をお伺いします。

## 2番目、行財政改革と下水道事業について。

全国の各自治体にとって、下水道事業が大きな財政負担となっていることが新聞に報道されています。下水道事業を見直しすることなしに行財政改革はできません。岡山市の下水道整備済みの面積は7,000ヘクタール、下水道整備区域1万9,229ヘクタールの約36.4%となっています。残りの1万2,000ヘクタールを整備するのに、今のペースですと50年かかると言われています。これでは下水道整備計画区域に入りながら、生きていく間に下水道を享受できない人が大勢できます。つまり、下水道整備計画区域のうち、市街化区域には都市計画税を払い続けながら、その恩恵に浴さない方がいるということです。

下水道の役割は幾つかありますが、その中で市民生活にかかわって重要なことは、水洗化と生活排水の処理ではないでしょうか。このことを計画区域の人々に享受してもらうためには、下水道事業のあり方の大幅な見直しは避けられないのではありませんか。汚水処理率という考えに拘泥するのではなく、水洗化率を向上させるために、合併処理浄化槽設置整備事業を大胆に取り入れた生活排水処理計画を早急につくり直す必要があります。そして、合併浄化槽設置に対する補助を抜本的に見直し、下水道事業受益者負担金と同等以下の金額で合併浄化槽が設置できるよう補助をすべきだと考えます。

合併浄化槽の利点は、第1に施工が早く効果がすぐに発揮できる。第2に、下水道のように污水管を敷設しても、いつになれば接続してもらえるかと心配することもなく、確実に投資した効果を発揮する。第3に、維持管理費は污泥処分費を除いて公共が負担しなくてもよいので、市の後年度負担がかからないなど、多くのメリットがあります。

都市計画税を長年払っている地域でありながら、下水道に入れられないのはおかしいという議論はあるでしょうが、25年近く棚上げされてしまうことの方が市民にとっては利益がないこととなります。

そこでお尋ねします。

1、公表されている人口データと工事単価等を用いて、もし仮にD I D区域を除く下水道計画区域を合併浄化槽でカバーするとした場合の建設費、私が計算したところ、概算で480億円です。下水道整備計画の市街化調整区域内の集落までを整備する場合——市が示している下水道計画ですね、この市民事業仕

分けに出しているケース4の場合の費用は2,275億円です。ケース3の市街化区域まで整備するとした場合でも1,275億円です。ケース2の比較的人口密度が高い区域まで整備するとした場合は867億円です。いずれにしても合併浄化槽を整備した方が、仮に全額を補助したとしても安くなります。下水道計画を抜本的に見直すことについて、御所見をお示してください。

2, 合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を、市街化区域と新市建設計画で約束されている御津地域の農業集落排水事業区域において、大幅に上げることについて御所見をお示してください。

### 3番目、住宅基本計画について。

(仮称)岡山市住宅基本計画が示されました。この中で、行政の役割として高齢社会対策にも取り組む方向が示されています。年々高齢化率が上がり、高齢者だけの世帯、一人暮らしのお年寄りも必然的にふえています。

そこでお尋ねします。

1, 高齢社会対策の配慮を具体的に実践する上で、高島団地元気の館構想が現在前に進まない中で、他にどのような構想がありますか、お尋ねします。

2, 岡山市独自の市民住宅という考えが示されています。市民住宅で具体的にどのような住宅を考えているのか、お尋ねします。

3, 都市部の公営住宅対策だけでなく、周辺部の住宅施策についても言及されています。広くなった岡山市にも限界集落は数多く存在します。田園地区居住支援制度において、新規就農者に対する住宅補助を検討していただきたい。一例を挙げますと、限界集落の一つ、御津のT集落でのデータですが、1ターンの1家族を除く8世帯13人の中で、最年少の方が76歳なのです。そして、農地の耕作、集落内の道、水路の草刈りから、隣の集落までの4キロメートルに及ぶ市道の草刈りも行っている状態です。なぜそこまでして住み続けるのかと第三者は言いますが、こういう人たちに支えられて国土の保全、村としての存続が成り立っています。このような集落に、例えば定年になった家族が夫婦で移り住むと年齢構成も若返るし、新規就農をしてくれることにより、大きな労働力となります。

行政として、団塊世代の就農対策と連動して、空き家情報を提供するだけでなく、Iターン、Jターンを誘導するために住宅改造等に補助を行い、田園地区居住支援制度を実効性のあるものにする気がおありか、お尋ねします。

4, 平成15年以降、市営住宅の建てかえを中断して5年が経過しています。市営住宅の募集停止している団地が38団地、空き家が278戸ありますが、市営住宅の募集には毎回10倍を超す応募があり、入居が狭き門となっている中、建てかえは早急に行わなければなりません。耐用年数が過ぎた住宅1,034戸の建

てかえについてどのように考えているのか、お示してください。

5, 御津の丹後住宅では44戸ありましたが、主要地方道御津・佐伯線のバイパス計画により募集停止になっていますが、本年度用地測量されることになり、計画が進行しています。そこに現在住んでいる27戸の人たちに対する道路計画の説明と移転の話は、どのようにになっているか、お尋ねします。

6, 御津の市営住宅は、御津地域への若者定住の促進からも必要と思いますが、御所見をお示してください。

#### 4番目、人権教育及び人権啓発について。

同和対策特別法が平成14年に終了して、既に5年が経過しました。この間、岡山市においては特別対策として実施された個人施策事業を取りやめて、一般事業に切りかえてこられました。また、各種の減免制度も廃止となりました。この間、廃止するために努力していただいた職員の御労苦に対して敬意を表します。しかしながら、まだ不十分な課題が見当たりますので、直ちに是正する必要がある点を指摘し、質問させていただきます。

1, 同和対策特別法が失効しているにもかかわらず、運動団体に対する助成金をいまだに支出していますが、直ちに廃止すべきです。なぜ直ちに廃止できないか、お伺いたします。

2, 岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の4の(5), 同和問題の中に、「結婚問題等社会の中に根深く存在しているのが現状です」とありますが、根深くとの表現は正しくないではありませんか。御見解をお示してください。

3, 今後における同和問題解決の基本方針が、ことし8月に改訂されました。「生活環境整備等については的確に対応します」の項の中に、「住宅新築資金等貸付事業における償還金の滞納は、借受人の自立促進を阻害するばかりでなく、ねたみ意識を生じて同和問題の解決を遅らせる要因」と書かれていますが、ねたみ意識と差別意識は違うと思います。ねたみ意識を持つこととは同義語ではないと考えますが、御所見をお示してください。

4, 岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の冊子は、幾つかの不都合な箇所があり、配布すべきものではありません。この冊子の改訂版は、いつ印刷されるか、お伺いたします。

#### 5番目、学校給食について。

スーパーやコンビニ、ファストフード店で、いつでもお弁当やスナック菓子を買えて、今や飽食の時代とも言われています。しかし、その内容たるや、ほとんどが輸入品や冷凍加工食品、添加物がいっぱい安全性に疑問が持たれる

物も多いと聞きます。朝御飯を食べずに学校へ行く子どもがふえています。好きな物だけ食べる、コンビニでの買い食いもふえ、御飯が食べられないなど、食事のバランスが悪くなっているようです。

日本スポーツ振興センターの調査では、小学生の15%、中学生の19%が朝食を食べない、もしくは食べないことがあると報告されています。1人で食べる孤食、子どもだけ別メニューの子食がふえ、人と一緒に食べるのを嫌がる孤食もふえているそうです。

食生活に対する安易さや家庭崩壊が進む中で、学校給食だけがまともな食事だと言える児童・生徒も少なくないようです。栄養やカルシウムが足りない食事を取り続けると、いらいらするし、脳のエネルギーも足りなくなります。温かいバランスのとれた食事と、家族や仲間たちと一緒に食べる時間も子どもには大切です。学校給食は、もともと学校給食法の第1条で、その目的として「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」と規定されていますが、子どもの食事環境が崩れかかる中で、一層大切な役割を持ちつつあります。

子どもの脳の発達は、大人を100とした場合、8歳で90%も育つと言われています。農民連の新聞によりますと、ハンバーガーの食材の自給率がゼロ、すべての食材は輸入品で、レタスが挟んであれば、それだけが辛うじて国産品だそうです。マクドナルドの社長は、人間は12歳までに食べていたものを一生食べていくと、12歳にターゲットを絞った販売戦略を展開しています。

学校給食は、食品業界にとっては宝の山なのです。岡山市においては、既に3分の1が民間委託されていますが、学校給食問題は経済効率だけではなく、あくまでも教育的見地から多面的に検討されなければなりません。

そこでお尋ねします。

1、教育の一環だと位置づけられている学校給食に対して、岡山市はその役割をどのようにとらえていますか。学校給食の果たしている子どもの育ちへの役割の重大性から見ても、コスト面から見ても民間委託より市直営の方がよいとの試算もあります。直営への方針転換のお考えはありませんか。

2、岡山市の学校給食制度の地産地消などすぐれている点をどのようにとらえているか、お伺いします。

3、給食調理員の年齢構成と採用凍結の影響についてお尋ねします。現在、人員229人の中で、今後3年間に定年を迎える人が92人います。その割合は40%です。急激な調理員の減員は、学校給食にとっては大変です。そこで新規の調理員を補充することが大切です。新卒を退職者92人にかえて採用した際のコスト差はどのようになりますか。

4, 調理技術等の伝承を行うためには、職員の適切な補充が必要です。専門職は、採用凍結の枠外となっていますが、調理員の専門性と、その採用方針についてお示してください。

#### 6番目、足守地区の教育について。

学校は、生徒にとって学習教育の場であると同時に、地域住民にとっては住民のまとまりのシンボルであり、コミュニティー活動を行う中心的な施設でもあります。学校の存在は、児童・生徒にとって大きな影響を与えます。また、住民にとっても大きな関心事です。

平成17年末に、岡山市教育委員会は足守の町内会とPTAに対して、幼稚園と小学校のあり方についての懇談会あるいは協議会を開きたいとの申し入れをされ、話し合いを続けてこられました。

1, その後教育委員会は足守の幼稚園、小学校、中学校問題にどのような対応をしてきましたか。住民合意を前提とされていると思いますが、お尋ねします。

2, 今後教育委員会は足守の学校問題をどのような手法で解決を図られようとしているのか、お示してください。また、そのためのスケジュールをお示してください。

3, 教育委員会は現状維持はないと発言されています。住民との十分な合意なしの改編を行うことはないと信じておりますが、確認させていただきます。いかがでしょうか。

#### 7番目、産業廃棄物処分場について。

1, 岡山市の中に産業廃棄物処分場が幾つかあります。足守地域には多くの産業廃棄物処分場があります。そして、御津地域にも幾つかの産廃処分場計画があり、最近も新たな計画が持ち上がっています。処分場予定地の多くは、人家が周辺に少なく、少人数が所有する広い土地に目をつけて計画されます。山間地域は河川の上流域ですので、下流地域の人に大きな影響を与えます。計画地域の住民は、山の中腹に家があるか、または民家や農地に全く関係ない谷に計画されるので、開発業者から幾らかお金をもらえば同意してしまうことが往々にしてあります。実際に影響を受ける可能性があるのは、下流にある集落の人たちです。

市民の安全、安心を守る立場から、産業廃棄物処分場に対する、より厳格な規制をすべきではないかと考えます。処分場周辺の人たちだけの同意ではなく、より範囲を広げた関係者の同意を必要とするよう、岡山市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱を改めるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

2, 先ごろ足守地域で不法投棄が摘発されました。3万立方メートルもの産業廃棄物が長年にわたって県内外から持ち込まれました。現地は、黒い汁がにじみ出し、異常な臭気も発生していました。先日、周辺の人たちに聞き取りをしました。2年ほど前から、近くのコンビニに県外ナンバーのトラックが多く駐車し、早朝に山からおりてきた関係者とひそひそ話をした後、その車に次いでトラックが移動するのを見て疑問に感じていたそうです。そこで、足守支所を通じて市役所に通報したそうですが、市は産廃の中間処理の許可を得ているからと返事をしたので、それ以上のことはしなかったそうです。

不審情報があった場合は、電話での対応だけでなく、現地確認をしっかりといただくルールをつくることは、お約束いただけますか。

3, 廃掃法または他の法令により、支所の職員に立ち入りができるように権限を与えることが必要ではないかと考えますが、御所見をお示してください。

#### 8番目、新市建設計画の進捗状況について。

御津地域における新市建設計画のうち、総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）についてお尋ねします。

金川病院は、御津地域の住民にとっては欠かせない医療施設です。とりわけ高齢化率が30%を超えている中で、多くの高齢者にとっては頼みの綱とも言えるものです。金川病院は、ベッド数が60床ということになっていますが、合併後に赤字対策のためとして20床分の人員が削減され、実質40床で平成17年度から運用されてきました。平成17年度の1日平均入院患者数は38.0人、平成18年度は36.1人です。40床に対する稼働率は、平成17年度が95%、平成18年度が90.3%になります。このようにほぼ満床に近い状態ですので、実情に即した医療機関を建設していただくことを強くお願いいたします。

新市建設計画の実行は合併の約束であると、市長から御答弁をいただいておりますので、一刻も早い実現を期待して、以下のお尋ねをいたします。

1, 総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）の基本計画策定の検討状況は、どのようになっていますか。

2, 金川病院が地域住民にとって、どのような役割をしていると考えていますか、また必要性について岡山市はどのようにとらえていますか。

3, 新聞報道によれば御津合併特例区協議会の勉強会の場で、診療所への規模縮小も案の一つとありますが、それらの検討状況はどのようになっていますか。

4, 高谷市長は、市民に使い勝手がよい機関になるよう検討しているとお答えになったようですが、市民にとって使い勝手のよい機関とはどのようなもの

を想定されていますか。

5, 病院だけでなく保健福祉の機能についてはどのような協議をされていますか。

以上, 第1回目の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(磯野昌郎君) 当局の答弁を求めます。

[市長高谷茂男君登壇]

◎市長(高谷茂男君) 皆さんおはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは, 河田議員の下水道整備に関する御質問にお答えいたします。

現在の下水道計画区域は, その完成までに多額の費用と長い年月を要することから, 抜本的に見直す必要があると認識しております。そのため, 本年度の市民事業仕分けにおいて, 見直しの方向性について4つのケースを示し, 御議論をいただいたところでございます。その結果は, 今後の整備区域について, 比較的人口密度の高い区域まで整備するケースが最多でありました。この結果を踏まえて, 効率的に多くの市民の皆様へ下水道のサービスを提供するという観点, また政令市にふさわしい都市機能の確保という観点などから, 市議会を初め市民の皆様への御意見を広くお聞きしながら, 下水道計画区域の見直しを行うとともに, 早期の完成に向けて整備を推進してまいり所存であります。

その他につきましては, 各担当から御回答申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎総務局長(岡村頼敬君) 学校給食についての項の中で, 調理員の専門性と, その採用方針についてはというお尋ねでございます。

学校給食調理員につきましては配置基準が法令等で定められていることから, 採用凍結除外職種といたしたものでございます。

なお, 学校給食業務につきましては, 現在教育委員会におきまして, 民間委託も含め今後のあり方の検討がなされているところでありまして, 今後その結果も踏まえた上で, 人材の確保について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎環境局長(繁定昭男君) 行財政改革と下水道事業についての項の中で, 合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を大幅に上げてはとのお尋ねでございます。

本市には, 児島湖や児島湾など, 生活排水が汚濁原因の大きな割合を占める水域が多いことから, 議員御指摘の合併処理浄化槽の補助率を上げることは, 合併処理浄化槽の設置促進につながり, 水環境の改善に貢献するものと認識い



たしております。しかし、新たな財源の確保等の課題もあることから、今後市全体としての効果的、効率的な汚水処理対策を推進していく中で研究してまいりたいと考えております。

次に、産業廃棄物処分場について3点のお尋ねでございます。

まず、同意の範囲を広げるよう改めてはとのお尋ねでございます。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、法に定める基準に基づく適正な審査はもちろんのこと、本市の産廃条例による情報公開の手続のほか、本市の産業廃棄物処理施設設置等指導要綱で、他法令との整合性を図り、さらに一定の範囲で同意を取得するよう指導しているところでございます。これらの手続により、一定の効果을上げていますと考えておりますが、同意の範囲については他の自治体の状況等も調査してまいりたいと考えております。

次に、不審情報があった場合、電話での対応だけではなく、現地確認をするルールをつくってはとのお尋ねでございます。

本市では、従来から産業廃棄物に関する不審情報が入った場合、必ず現地確認を行い、明らかな違反行為を認めた場合は是正を求め、疑わしい場合は継続的な監視及び関係機関との情報交換を行っているところでございます。情報提供者に対しましては、可能な限り結果をお知らせするようにしているところですが、事案の内容によっては、途中経過等をお知らせしかねる場合もあります。先日の東原議員の御質問に対する市長答弁のとおり、今後とも素早い対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、廃掃法または他の法令により支所の職員に立ち入りができるよう、権限を与えてはどうかとのお尋ねでございます。

廃棄物処理法の規定により、採土場への立入調査は困難であります。支所職員に関係法令に基づく立入権限を与えることは、情報収集と現地の状況把握には有効と思われ。今後、関係部署間の連携を密にすることがより重要と考えますので、不審情報に対してはこれまで以上に連携を密にして対処していく所存でございます。

以上でございます。

◎都市整備局長（白神利行君） 政令市移行についての項の中、50戸連檐条項を廃止しないのかとのお尋ねでございます。

平成12年に都市計画法が一部改正され、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している地域であって、おおむね50以上の建築物が連檐している地域は、スプロール対策上支障がないことが示されました。これを受けまして、本市においても岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を制定し、平成13年7月1日より施行しております。

また、昨年にも都市計画法が一部改正されましたが、条例を精査したところ、自己用住宅の開発行為について、そごがないことから、今後とも適正に運用してまいりたいと考えております。

次に、住宅基本計画につきまして6点のお尋ねでございます。順次お答えを申し上げます。

まず、高島団地元気の館構想は進んでいないが、高齢社会対策としてほかにもどのような構想があるかとのお尋ねでございます。

高島団地において、モデル事業として検討した元気の館整備事業に代表される単身高齢者向け住宅のほか、民間賃貸住宅市場で住居探しが困難な高齢者世帯等を対象とした賃貸債務保証制度等の入居支援制度も対策の一つと考えております。

次に、岡山市独自の市民住宅という考えが示されているが、具体的にどのような住宅を考えているのかとのお尋ねでございます。

市民住宅は、少子・高齢社会や中心市街地の活性化等の社会的要請に柔軟かつ時宜に合った対応をしていくため、公営住宅制度によらず、民間活力を最大限活用して、市が関与あるいは整備する住宅を総称するものでございます。具体的には、今年度末をめどに策定中の実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、田園地区居住支援制度において、空き家情報を提供するだけでなく、Iターン、Jターンを誘導するために、新規就農者に対する住宅改造等の補助を行う気があるかとのお尋ねでございます。

住宅基本計画に掲げる田園地区居住支援制度は、自然と触れ合う生活を望む世帯へ、該当物件の情報提供等を行い、田園地区への居住を支援するものであり、新規就農者等の直接支援を想定したものではありません。

次に、耐用年数が過ぎた1,034戸の建てかえについてどう考えているか、また御津の市営住宅は御津地域への若者定住の促進からも必要と思うがとのお尋ねでございます。一括してお答えいたします。

御津の市営住宅を含め、耐用年数が過ぎた市営住宅の建てかえ計画等につきましては、今年度末をめどに策定中の実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、主要地方道御津・佐伯線のバイパス計画により、募集停止となっている丹後住宅の居住者に対する道路計画の説明と移転の話はどうなっているかとのお尋ねでございます。

主要地方道御津・佐伯線のバイパス計画について、事業施行者——岡山県でございます——から旧御津町時代に道路計画は示されておりますが、移転対象住宅や工事スケジュール等、具体的な内容については住宅を管理する岡山市に

対して、現在まで説明はございません。今後、事業施行者から具体的な内容の提示があれば、適切な時期に入居者に対し、事業施行者等と協力して説明を行い、理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長（山根文男君） 学校給食につきまして数点の御質問をいただいております。順次御答弁申し上げたいと思います。

まず、再三の質問でございますが、教育の一環として位置づけられている学校給食に対して、岡山市は役割をどのようにとらえているか、また子どもの育ちへの役割の重大性やコスト面から見ても、民間委託より市直営の方がよとの試算もあり、直営への方針転換の考えは、それから岡山市の学校給食制度のすぐれている点はというお尋ねでございます。一括お答えをさせていただきたいと思います。

学校給食におきましては、学校給食法に掲げられております、先ほど議員さんが御質問の中で言われましたような、そういう目標が基本的な役割であるというふうに認識をいたしております。その運営につきましては、平成14年2月に学校給食の点検評価機関といたしまして、学校給食運営検討委員会を設置して以来、食の指導、安全衛生、効率的な運営、その他学校給食全般にわたる点検評価を毎年受けながら、さまざまな改善に取り組んできたところでございます。

こうした取り組みの中で、例えば国の目標値を上回る地場産食材の使用率、食品数のベースで30%でありますけれども、岡山市では41.5%、こういうふうな使用率を達成できていることなどにつきまして、本市の特色、またすぐれた点であるというふうに考えております。

現在は食育、運営形態を含めた学校給食の運営状況全体につきまして、この学校給食運営検討委員会において、過去5年間の取り組みの総体的な点検評価をいただく中で、給食の質や内容、あるいは子どもたちに提供できるサービスの内容等については、官民の間に特筆すべき差異はないとの意見もいただいております。また、人件費につきましても、具体的な資料を提供いたしまして、安定的、継続的に学校給食を運営していくための体制等、学校給食運営の今後のあり方について精力的に御審議をいただいているところでございます。

次に、新卒を退職者92人にかえて採用した際のコスト差はどうかというお尋ねでございます。

試算といたしまして、平成18年度退職者と平成19年度新規採用者の年間給与差は、約550万円程度と想定をされております。92人の退職者を仮に新規採用者で置きかえるならば、約5億円の差というふうに想定されます。ただし、

新規採用の場合も定年までのライフサイクル、いわば生涯給与と申しますか、そういう中での人件費という面では給与体系に変更がなければ、この差は最終的には生じないことになるというふうに思っております。

次に、足守地区の教育につきましての御質問でございます。3点いただいております。

足守の幼稚園、小学校、中学校問題にどのような対応をしてきたか、今後足守の学校問題をどのような手法で解決を図ろうとしているのか、スケジュールも含めて示してほしい、それから住民との十分な合意なしに改編を行うことはないと思っているがどうかというお尋ねでございます。一括お答えをさせていただきます。

足守地区の保護者や地域住民の代表者の方々からなります「足守地区の幼稚園、小学校及び中学校の在り方を考える会」、こういった組織を設けまして、過小規模学校・園のメリット、デメリットをお示しし、子どもたちが集団の中で社会性を培い、個性をしっかりと伸ばしていくにはどうあるべきかという、あくまでも教育的視点を大切にしながら、継続的な話し合いを続けているところでございます。現時点では、具体的なスケジュールをお示しする段階ではございませんが、今後も引き続き保護者や地域住民の皆様の御意見をいただきながら、足守地区のよりよい教育環境づくりの方向性を見定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎新市建設計画推進局長（高橋義昭君） 新市建設計画の進捗状況の中で、総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）についてお尋ねを数点いただいております。

基本計画策定の検討状況はどうか、金川病院の役割あるいは必要性についてはどうとらえているか、新聞報道による診療所の検討状況はどうなっているか、市長が申した市民に使い勝手がよい機関というのはどのような意味か、それから保健福祉機能ということの中身についてでございます。一括して御答弁申し上げます。

御津地域は、高齢化率が高く、無医地区も含まれている地域であるため、住民の健康と安心を守るためには一定の医療拠点が必要であるととらえております。

役割、必要性といたしましては、プライマリーケア——初期診療、あるいは高齢化が進行する地域事情を踏まえた在宅医療の推進と考えており、保健福祉機能といたしましては、例えば介護の観点から訪問系サービスや通所系サービスの拠点等も考えられるところでございまして、これらを総合的に勘案し、現

在関連部局及び地元である御津合併特例区と協議を重ねている状況でございます。

特に、医療機能につきましては現在の医療、病院を取り巻く厳しい環境の中で、金川病院の現在の利用実態、利用状況についての過去からの推移と将来予測、地域性、住民ニーズ、収支見通し、医療規模とその形態等々、あくまでも持続可能で堅実な運営を目指すフレームの構築を基本に、さまざまな観点と幅広い視野から使い勝手のよい、すなわち住民の利用しやすい、親しみやすい医療拠点の建設に向けて、地元協議を十分行ってまいりたいと考えております。

◎人権推進担当局長（古中隆司君） 人権教育及び人権啓発につきまして、4点御質問いただいております。

まず、運動団体に対する助成金を直ちに廃止すべきだ、なぜ直ちに廃止できないのかとのお尋ねです。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる特別法が失効した後も、結婚問題を中心とする差別意識やえせ同和行為、インターネット上の差別書き込みなど、悪質な差別事象の発生などの課題がございまして、本市では同和問題の早期解決を目指して、関係団体と協働して取り組んでいるところでございます。

団体補助金につきましては、これまで縮減に努めてまいりましたが、新岡山市行財政改革大綱（短期計画編）で、廃止目標年度を平成20年度までとしたところであります。

次に、岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の同和問題の中の根深くとの表現は、正しくないのではないか、また岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の冊子は、幾つか不都合な箇所があり、配布すべきではない、改訂版はいつ印刷されるのかとの御質問です。

岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画につきましては、平成20年度に予定しております人権問題に関する市民意識調査を実施した後、市民や議会の皆様の御意見をいただきながら、議員御指摘の事項を含めまして改訂を検討していきたいと考えております。

次に、ねたみ意識と差別意識は違うと思う、ねたみ意識を持つことは同義語ではないと考えるが、所見をとのお尋ねです。

ねたみ意識は、差別意識とは必ずしも一致するものではありませんが、ねたみ意識が生じると、時に差別意識の解消に逆行するおそれがあると考えております。今後とも差別意識の解消に向けまして、市民一人一人が同和問題について正しい理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むよう、人権意識高揚のた

めの啓発及び教育を積極的に推進していきたいと考えております。

以上であります。

〔14番河田正一君登壇，拍手〕

◆14番（河田正一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは，幾つかの再質問をさせていただきます。

まず，下水道問題について。

公共下水道全体計画人口66万5,000人のうち，D I D区域人口49万人を除くと，計画区域内の残りは人口17万5,000人となります。一方，し尿処理方法別人口から割り出すと，現在し尿処理，自家処理，単独浄化槽の人，すなわち合併浄化槽が必要な割合は73.4%ですので，1戸当たりの世帯人数を2.5人と仮定すると5万1,380世帯です。また，合併浄化槽の工事費を5人槽，7人槽，10人槽の国の補助率から割り戻して加重平均すると，1基当たり94万5,000円となります。下水道計画区域内の戸数5万1,380世帯に94万5,000円を掛けると，約480億円となります。

市当局が示している下水道整備区域見直しの方向性のケース1，D I D区域までの整備は都市としての格を持つ上で，下水道として整備するのが妥当と考えます。そこで，ケース3の25年かけて下水道区域まで整備する場合のD I D区域を除く事業費は1,275億円ですので，合併浄化槽が優位です。下水道計画区域全域を下水道で整備する場合のD I D区域を除く事業費2,275億円と比較すると，さらに合併浄化槽の優位性は明らかです。

その上，建設工期は現在の下水道予算のベースを下水道と合併浄化槽に振り向けると，15年で下水道計画区域全域が水洗化されることとなります。下水道使用料は，15年後には115億円で，一般会計からの繰入金は80億円，基準内繰入金60億円を除くと，実質20億円程度の繰り入れとなります。市の財政負担は，大きく軽減されることとなります。さらに，16年後には毎年の施設整備費121億円が必要なくなるので，差し引き100億円の収支改善が図られることとなります。

この数字に対して，どのようにお考えになりますか。下水道局，環境局，とりわけ財政に係る政策判断が必要ですので，市長のお考えをお伺いたします。

次に，産廃処分場について。

御津地域に新たな産廃処分場計画が持ち上がっています。先日，9月5日に岡山市に概略計画書が提出されました。場所は，御津河内の小田地区で，元牧場跡地を買収するとともに，隣地を借地して建設しようとするものです。この処分場は，とてつもなく大きな規模で，88万立方メートルの埋立量で，何とあの豊島の2倍もの産業廃棄物を運んできて埋め立てようというものです。西日

本でも最大級の産廃処分場ではないかと思えます。土羽による築堤を重ねて、その高さは垂直で最大90メートルを超えるという、とてつもない計画です。これが実施されると、下流域の河内、御津宇垣は当然大きな影響を受けることとなります。地元の同意は、小田地区はわかりませんが、その下流の河内地区を初めとして御津宇垣地区には、一切計画が知らされず秘密裏に進行しています。このような大規模な産廃処分場建設に当たっては、すぐ下流の区域の同意だけではなく、場合によれば三谷川流域のみならず、旭川本流までもの影響が考えられるので、そのことを踏まえて同意の範囲を広げるについてお考えをお示しください。

さらに、驚くべきことに小田地区の産廃処分場計画地には、既に産業廃棄物が無届けで埋め立てられているという情報が寄せられています。不法投棄がされているというこの土地に対し、岡山市としてどのような対応をされるか、お伺いします。

また、事実この土地に産業廃棄物が既に捨てられているとすれば、このままの状態ですら今回計画されている産廃処分場を認可して追認することがないと思えますが、お考えをお尋ねいたします。

それから、新市建設計画の中での病院の問題について、改めてお伺いします。

市長のおっしゃった使い勝手のよいということ、利用しやすいというふうに言われたんですけど、現実的に何も具体的なことが示されていないんです。使い勝手のよいという、この具体的な内容について、市長の口からお示しいただけたらありがたいですが、よろしくお願ひいたします。

以上で再質問を終わります。（拍手）

○副議長（磯野昌郎君） 当局の答弁を求めます。

◎環境局長（繁定昭男君） 産業廃棄物に関する再質問で、1点目が同意の範囲を広げる考えはないかとお尋ねでございます。

この地元同意に関しましては、法定要件とはなっていない中で、本市は地域住民の不安解消を図るため、また条例により地元説明を義務づけ、さらに現行の形で地元同意を得るよう指導しているところであり、同意範囲の拡大につきましては慎重に対処してまいりたいというふうにご考慮しております。

また、2点目の産廃が不法投棄されているという情報があるということについてのお尋ねでございます。

こういった不法投棄等に関する情報に関しましては、市の方針といたしまして、そういった情報があれば関係課とともに現地確認をすることとしており、

その後については適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎下水道局長（石井宏幸君） 下水道事業に関する再質問にお答えいたします。

合併浄化槽は、下水道に比べて一般的に耐用年数が短いことから、費用比較に当たっては設置がえの費用も見込む必要があることや、汚泥の処理処分に係る費用も含め、比較検討する必要があります。今後の汚水処理政策については、下水道と合併浄化槽それぞれの特徴を踏まえた適切な役割分担のもとに推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

◎新市建設計画推進局長（高橋義昭君） 先ほど再質問いただきました、使い勝手がよいということの内容でございますけれども、先ほども申し上げたところですが、金川病院等の現在の利用状況、利用実態、それから過去の利用のされ方等々を考えますと、やはり基本的にはあの地区においてはプライマリーケア、いわゆる初期の診療ということになろうかと我々考えております。それ以外にまあ病院ということになりますと、いろいろな形態、まあ心臓中心とか脳外科中心とか、いろいろ専門科ということもあるわけでございますけれども、そういったことではなくて、やはり地域性、高齢化も進んでいる、そういった地域に合わせたような、まずはプライマリーケアを中心ということの中で使い勝手がよい、すなわち使っていただける、利用しやすいといった意味でございます。

〔14番河田正一君登壇、拍手〕

◆14番（河田正一君） 産廃の問題についてお伺いします。

既に、そこに過去において産廃が捨てられているという、この情報については、必ずもう一度現地の方で何らかの手を打っていただける、そのことをぜひお約束していただきたい。このことをお願い申し上げまして質問を終わります。

（拍手）

○副議長（磯野昌郎君） 答弁は要りますか。（「約束していただきたい」と呼ぶ者あり）わかりました。

当局の答弁を求めます。

◎環境局長（繁定昭男君） 産業廃棄物処理についての再々質問にお答えします。

そういった情報提供をいただいた場合には、必ず現地確認等を行っております。



す。これまで同様に、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。  
以上でございます。